

平成 29 年 12 月 14 日  
消 防 厅

## 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）に対する意見募集

消防庁は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）の内容について、平成 29 年 12 月 15 日から平成 30 年 1 月 18 日までの間、意見を募集します。

### 1 主な改正内容

最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償の補償基礎額の加算額の改定を行います。

### 2 意見募集対象及び意見公募要領

- 意見募集対象
  - ・ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）  
＜政令＞
- 意見公募要領の詳細については、別紙を御覧ください。

### 3 意見募集の期限

平成 30 年 1 月 18 日（木）（必着）（郵送については、締切日の消印まで有効。）

### 4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該政令を公布する予定です。



(事務連絡先)  
消防庁地域防災室 森課長補佐・川上  
TEL 03-5253-7561（直通）  
FAX 03-5253-7576

## 意見公募要領

### 1 意見募集対象

- ・非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(案)

### 2 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-Gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

### 3 意見の提出方法

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、意見を正確に把握する必要があるため、電話等による意見は御遠慮願います。また、提出意見は必ず日本語で記入してください。

#### （1）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、

（2）により提出してください。

#### （2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：syobodan@ml.soumu.go.jp

総務省消防庁地域防災室あて

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願ひいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

### (3) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省消防庁地域防災室あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

### (4) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-7576

総務省消防庁地域防災室あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

## 4 意見提出期間

平成29年12月15日（金）から平成30年1月18日（木）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

## 5 留意事項

- ・意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び消防庁ホームページに掲載するほか、総務省消防庁地域防災室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

## 6 連絡先窓口

総務省消防庁地域防災室

担当：川上

電話：03-5253-7561

FAX：03-5253-7576

電子メールアドレス：[syobodan@ml.soumu.go.jp](mailto:syobodan@ml.soumu.go.jp)

様式

## 意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁地域防災室 あて

郵便番号：〒.....

(ふりがな)

住所.....

(ふりがな)

氏名（注1）：.....

電話番号：.....

電子メールアドレス：.....

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）  
に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

（以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。）

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）概要

1. 改正の経緯

「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。）第 11 条第 2 項及び第 3 項に規定する扶養手当については、平成 28 年 11 月に改正され、平成 29 年 4 月 1 日以降、扶養手当の支給額が段階的に変更されるところとなった。

一方で、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」（昭和 31 年政令第 335 号。以下「基準政令」という。）第 2 条第 3 項に規定する、非常勤消防団員等が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合に、非常勤消防団員等又はその扶養親族に支給される、「損害補償の算定の基礎となる額」（以下「補償基礎額」という。）の加算額及び加算の対象については、給与法で定められている扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められている。

給与法が上記のとおり改正されたことから、基準政令で定められている扶養親族加算額及び加算対象区分について平成 28 年度に改正を行ったが、段階的な変更を反映させるため、今年度も改正が必要である。

2. 改正の内容（案）

給与法第 11 条第 2 項及び第 3 項に規定する扶養手当については、平成 29 年 4 月 1 日より、以下のとおり段階的に変更されているところ。

給与法第 11 条第 2 項における号	第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号	第 5 号	第 6 号
区分	配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫	満 60 歳以上の父母及び祖父母	満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹	重度心身障害者
平成 28 年度以前	手当支給額（月額）	13,000 円	6,500 円	6,500 円		
	配偶者がない場合の支給額（扶養親族のうち 1 人に限る）	—	11,000 円	11,000 円		
平成 29 年度	手当支給額（月額）	10,000 円	8,000 円	6,500 円		
	配偶者がない場合の支給額（扶養親族のうち 1 人に限る）	—	10,000 円	—		
	配偶者及び扶養親族に係る子がない場合の支給額（扶養親族のうち 1 人に限る）	—	—	9,000 円		
平成 30 年度以降	6,500 円	10,000 円	6,500 円			

一方、基準政令第 2 条第 3 項の各号に掲げる扶養親族がある場合の補償基礎額の加算額については、給与法に定められている扶養手当支給額を日額換算（扶養手当支給額を 30 で除し、1 円未満を四捨五入）したものとされている。扶養手当支給額の改定の並びをとり、加算額は以下のとおり改定する予定である。

基準政令第 2 条第 3 項における号	第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号	第 5 号	第 6 号
区分	配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫	満 60 歳以上の父母及び祖父母	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹	重度心身障害者
平成 28 年度以前	加算額 433 円	217 円		217 円		
	配偶者がない場合の加算額（扶養親族のうち 1 人に限る）	—	367 円		367 円	
平成 29 年度	加算額 333 円	267 円		217 円		
	配偶者がない場合の加算額（扶養親族のうち 1 人に限る）	—	333 円		—	
	配偶者及び扶養親族に係る子がない場合の加算額（扶養親族のうち 1 人に限る）	—	—		300 円	
平成 30 年度以降	<u>217 円</u>	<u>333 円</u>		217 円		

※下線部は平成 30 年度の改正により変更予定となる箇所。

### 3. 根拠法令

- ・消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 24 条第 1 項
- ・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 36 条の 3 第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）
- ・水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 6 条の 2 第 1 項及び第 45 条

### 4. スケジュール

公布予定日：平成 30 年 2 月中旬

施行日：平成 30 年 4 月 1 日（日）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

◎ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（補償基礎額）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一・二（略）</p>	
<p>（補償基礎額）</p> <p>第二条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行うものとする。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>一 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病的発生が確定した日若しくは診断により疾病的発生が確定した日において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>二 消防法第二十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第三十六条第八項において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第五項（同法第三十条の二及び第三十六条第八項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第三十五条の十第一項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第二十四条の規定により水防に従事した者（以</p>	

3

次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百七円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とするものとする。

3

次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第一号に該当する扶養親族については三百三十三円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき二百六十七円（非常勤消防団員等に第一号に該当する者がない場合には、そのうち一人については三百三十三円）を、第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき一百十七円（非常勤消防団員等に第一号に該当する者及び第二号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち一人については三百円）を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とするものとする。

下「水防従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、八千八百円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、一万四千二百円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

(略)

にある者を含む。)

二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある  
子

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある  
孫

四 六十歳以上の父母及び祖父母

五 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある  
弟妹

六 重度心身障害者

4 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、百六十七円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とするものとする。